

令和4年度 第3回 小串警察署協議会会議録

開催日時	令和4年12月6日(火) 午後1時30分から午後3時00分までの間	
開催場所	下関市豊浦町大字小串191番地1 小串警察署 1階講堂	
出席者	委員	西村透、松尾優子、和田由華、森脇宏 計4人
	警察署	署長、次長、会計課長、刑事生活安全課長、地域交通課長 警備課長、事務局(警務課係長、警務課係員) 計8人
議題	1 警察業務の推進状況 2 年末に向けた交通事故抑止対策の推進について	
<p>1 会長挨拶 本日は、御多忙のところお集まりいただき、御礼を申し上げます。 未だコロナ禍の終息の兆しが見えないが、国の観光振興策により、豊浦町及び豊北町に県外等から多数の観光客が来訪するようになった。 人の移動が増えると、交通事故をはじめ種々の問題が発生し、その中には地域住民だけでは解決出来ないものもある。 よって、我々が当協議会で警察署の方々に様々な要望や意見を伝えることで、地域の問題把握と解決の一助となればと思う。</p> <p>2 署長挨拶 (省略)</p> <p>3 署長業務説明 (1) 警務課・会計課関係業務 ア 警察安全相談 警察安全相談の受理状況について説明した。 イ 広報活動 広報活動の現状、うそ電話詐欺被害未然防止功労者に対する感謝状の贈呈、JR川棚温泉駅豊浦コミュニティスペースでの警察広報展示会の開催、川棚小学校児童との「消しゴムはんこ」を活用したオリジナル広報紙作成体験キャンペーンの実施、夢が丘中学校生徒とのうそ電話詐欺被害防止の戸別訪問の実施について説明した。 ウ 遺失物・拾得物 管内の遺失物・拾得物取扱状況について説明した。 (2) 地域・交通課関係業務</p>		

ア 110番受理状況

令和4年10月末現在までの110番通報・署通報の受理状況について説明した。

イ トータルリスポンスタイム状況

令和4年10月末現在までのトータルリスポンスタイム状況について説明した。

ウ 交通事故発生状況及び交通指導取締り状況

令和4年10月末現在までの交通事故発生状況及び交通指導取締り状況について説明した。

(3) 刑事・生活安全課関係業務

ア 全刑法犯認知・検挙件数、検挙人員

令和4年10月末現在までの犯罪情勢と犯罪抑止・検挙活動の推進状況、窃盗犯認知件数の内訳、主な検挙事件について説明した。

イ 特別法犯検挙件数、検挙人員

令和4年10月末現在までの犯罪情勢と犯罪抑止・検挙活動の推進状況、主な検挙事件について説明した。

(4) 警備課関係業務

ア 誠意小学校における防災教室の実施

イ テロ等違法事案の未然防止に向けた取組の推進

薬局を対象とした不審購入者対応訓練の実施について説明した。

ウ 技術情報の流出防止に向けた取組の推進

エ 安倍晋三元内閣総理大臣県民葬儀における警戒警備

オ 関係機関との防災救助訓練の実施

10月中に実施した市総合支所等との合同訓練について説明した。

(5) 監察関係事案

令和4年7月から9月末までの職員の懲戒処分事案について説明した。

4 前回の警察署協議会における質問に対する回答

(地域交通課長)

前回の協議会でご質問いただいた「手押し式耕耘機のエンジンをかけたまま歩道を通行することの法律上の適否」について回答する。

まず、法律上の区分としては、発動機を備えた手押し式耕耘機の全てが軽車両であるとは言えず、中には小型特殊車両に該当するものもある。

一般的に、自動車の運転とは乗車装置に乗車して操縦することであり、乗車装置のない手押し式耕耘機を歩きながら操作する場合、自動車の運転には該当せず、軽車両と見なされる。

しかし、法律上、手押し式耕耘機を軽車両とする規定がないため、種類によっては小型特殊車両に該当する可能性がある。

その場合、車両を運転する際には運転免許証が必要となり、さらに車両は保安基準を満たす必要がある。

いずれにせよ、軽車両及び小型特殊車両は歩道上を通行してはならず、道路の左側端を通行しなくてはならない。

また、一般道で第三者に傷害を負わせた場合は、道路交通法に従って使用者の責任が問われることとなる。

そもそも手押し式耕耘機は農業機械であり、公道での走行を想定してないため、移動の際には自動車に積載して運搬していただきたい。

5 協議～年末に向けた交通事故抑止対策の推進について～

(1) 諮問事項に関する説明

年末に向けた交通事故抑止対策の推進について説明した。

(2) 諮問事項に関する質疑応答

(委員)

私の住む黒井地区では最近、事故車両や交通事故の痕跡をよく見かける。交通事故の発生が多い地区とその原因について知りたい。

(地域交通課長)

小串警察署管内で交通事故の発生件数が最も多い地区は川棚地区で、次が黒井地区である。

事故形態として多いのは、追突事故と、路外施設から主道路に進入する車両が主道路を走行する車両に衝突する出会い頭の事故である。

場所的には交差点付近で発生する事故が多く、その原因としては、管内の道路は信号機や交通量が少ないという道路環境からスピードが出やすく、交差点で右左折したり信号で停止したりする車両との事故が起きやすいことなどが考えられる。

交通事故抑止のため、パトロールカーの赤色灯を点灯して走行することで周囲のドライバーに注意喚起を促す「交通死亡事故抑止レッドフェニックス作戦」や、速度取締りによって、車両の速度を抑制させるといった対策を講じている。

(委員)

学生は、登校時は歩道の整備された広い道路を利用するのに、下校時は歩道も街灯もない暗く狭い道を利用しがちである。

暗く狭い道を利用すると交通事故に遭う危険が増すと思うので、登下校時とも整備された歩道のある広い道を通るように指導してほしい。

(地域交通課長)

現場の状況を確認した後、対策を検討する。

(委員)

最近暗くなる時間が早くなり、私自身が反射材の効果を実感している。

今回の諮問事項説明で反射材の効果を実感出来る反射材体験コーナーのことを知った。

多くの方に反射材の有効性を理解してもらい利用を促進したいので、公民館祭り等地域住民が集まるイベントの機会に、反射材体験を開催してほしい。

(地域交通課長)

依頼をいただければ喜んで開催するので、地域の方が集まるようなイベントの機会にはお知らせいただきたい。

(署長)

運転者はとかく、同一路線であれば規制速度が変わっても、同じような速度で運転しがちである。

これが事故多発の原因の一つとして考えられるので、「交通死亡事故抑止レッドフェニックス作戦」や速度取締りを継続して車両の速度抑制を啓発し、交通事故防止対策を行っていく。

中高生の登下校時の通学路については、登校時にはボランティア等の目があるので指定された通学路を守るが、下校時にはそういった人目がない上、「早く帰りたい」という気持ちがはやるため、通学路以外の暗く狭い近道を通ってしまうものとする。

よって、下校時の指導を強化することで、より安全な道路を通行してもらう対策を行っていく。

反射材については、管内での歩行者等の着用率は高くないように感じている。

また、実際に夜道で反射材を着用していない歩行者に気付くのが遅れて驚いた経験があり、反射材着用の必要性を強く感じている。

反射材はホームセンターや百円均一店等で販売されている安価なものもあり、また、当署には無料配布用の反射材等も用意しているので希望に応じて配ることも可能である。

機会があれば委員の皆様にも反射材配布への協力をお願いする。

(委員)

反射材については警察からいただく機会も多く、持っている人は多いと思われるが、実際に着用する人が少ないことが問題である。

小串は狭く暗い道が多く、反射材の効果が発揮される場所が多いので、高齢者宅を訪問する機会に所持している反射材の活用を呼びかけ、着用を促したい。

(署長)

自動車の運転者から見ると、夜道では歩行者が反射材を着用しているか否かで見え方が全く違うので、何とか反射材の着用を推進したい。

(委員)

小串小学校前の三差路は、市道から国道191号へ右折する場合、鋭角になるので、右折待ちの車が交差点手前で市道の中央に寄りがちで、国道から市道へ入ろうとする車の妨げになることがある。

また、国道191号から済生会豊浦病院方面に入る交差点は、鋭角ではないが、病院側の市道が狭い上、国道に出る手前に踏切があるため、踏切で一旦停止した車が道を塞いで国道から市道に入りにくいことがある。

このように、国道191号沿いの小さな交差点は鋭角になっていたり、近くに踏切があったりして、国道から市道にスムーズに入れず車が国道上で止まってしまふことがあるなど、問題のある交差点が多い。

警察が進行方法について指導するとか、道路改良をするなどして問題を解決出来ないものか。

(地域交通課長)

ご指摘のとおり、国道191号沿いにある信号機のない交差点には、通行しづらい箇所も散見される。

これまでも国交省とJR等が協議を重ねているが改良が実現しておらず、長年の懸案事項となっている。道路形状の改良は大変困難なことと思われるので、広い道路から狭い道路に入る側が通行を譲るなど、状況に応じた譲り合いの精神で事故防止に努めてもらいたい。

(委員)

道路幅の狭い市道側の右折車に、交差点手前で出来るだけ左側に寄るように指導できないものか。

(地域交通課長)

道路交通法では、交差点を右折する場合、道路の中央に寄って交差点の中心に沿って右折するように定められており、左側に寄ってから右折するよう指導することはできない。

(署長)

道路の改良は一朝一夕には実現しないものなので、対向車の一時停止により進路を塞がれる形になっているときには、譲り合いの精神を大切にして、対向車が発

進して安全に通行できるようになるまで待つてから進んでいただきたい。

6 次回開催予定

令和4年度第4回小串警察署協議会は、令和5年2月中旬から3月上旬の間に開催する予定とし、後日日程調整の上決定する。

7 配付資料

- (1) 令和4年度第3回小串警察署協議会資料（警察署作成）
- (2) 諮問事項関係資料（警察署作成）